## 本年9月に長期給付に係る 掛金率が引き上げられます

平成 16 年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成 18 年 9 月に 長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位:%)

区分	平成 17 年 9 月 ~ 平成 18 年 8 月		
給料に 対する割合	8.58625		
期末手当等に対する割合	6.869		



	(— /		
Ĭ	平成 18 年 9 月		
	~ 平成 19 年 8 月		
	8.8075		
	(+0.22125)		
	7.046		
	(+0.177)		

給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。 したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料 に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

なお、平成19年以降の長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

【長期給付に係る掛金率の今後の引上げ】 (単位:%)

,			
区分	平成 19 年 9 月 ~ 平成 20 年 8 月	平成 20 年 9 月~	
給料に	9.02875	9.25	
対する割合	(+0.22125)	(+0.22125)	
期末手当等に	7.223	7.4	
対する割合	(+0.177)	(+0.177)	

長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。